

収 印	入 紙
--------	--------

業 務 名 セメント資源化のための木津川流域流域下水道洛南浄化センター
における下水汚泥（脱水）の収集運搬及び処理処分
木津川流域下水道 洛南浄化センター汚泥処理処分業務委託
（下水汚泥（脱水））

<流 28 洛南第 13 号の 107>

種 類 汚 泥
予 定 数 量 1, 7 0 0 t
単価 (消費税込) 円 / t

「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第 28 条第 1 項及び第 29 条並びに地方税法第 72 条の 82 及び第 72 条の 83 の規定により算出したもので、単価に 108 分の 8 を乗じて得た額である。

3 (処分の場所、方法及び処理能力)

乙は、甲から委託された前項の産業廃棄物を次のとおり処分する。

事業場の名称
所在地
処分の方法
施設の処理能力

4 (最終処分の場所、方法及び処理能力)

甲から、乙に委託された産業廃棄物はセメン資源化として有効利用し、最終処分をすることはしない。

最終処分先の番号	事業場の名称	所在地	処分方法	施設の処理能力

5 (搬入業者)

第 3 条第 2 項の産業廃棄物の第 3 条第 3 項に指定する事業場への搬入は、次の収集・運搬業者が行う。

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

住 所

許可都道府県・政令市 許可都道府県・政令市

許可の有効期限 許可の有効期限

事業の範囲 事業の範囲

許可の条件 許可の条件

許可番号 許可番号

第 4 条 (適正処理に必要な情報の提供)

甲は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な以下の情報を、書面により乙に提供しなければならない。

ア 産業廃棄物の発生工程

イ 産業廃棄物の性状及び荷姿

- ウ 腐敗、揮発等性状の変化に関する事項
 - エ 混合等により生ずる支障
 - オ 日本工業規格 C0950 号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には、含有マーク表示に関する事項
 - カ 石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その事項
 - キ その他取扱いの注意事項
- 2 甲は、委託契約期間中、適正な処理及び事故防止並びに処理費用等の観点から、委託する産業廃棄物の性状等の変更があった場合は、乙に対し速やかに書面をもってその変更の内容及び程度の情報を通知する。
- なお、乙の業務及び処理方法に支障を生ずるおそれがある場合の、性状等の変動幅は、製造工程又は産業廃棄物の発生工程の変更による性状の変更や腐敗等の変化、混入物の発生等の場合であり、甲は乙と通知する変動幅の範囲について、あらかじめ協議のうえ定めることとする。
- 3 甲は、委託する産業廃棄物のマニフェストの記載事項は正確にもれなく記載することとし、虚偽又は記載漏れがある場合は、乙は委託物の引き取りを一時停止しマニフェストの記載修正を甲に求め、修正内容を確認の上、委託物を引き取ることとする。

第5条（甲乙の責任範囲）

乙は、甲から委託された産業廃棄物を処分の完了まで法令に基づき適正に処理しなければならない。

- 2 乙は甲に対し、前項の業務の過程において法令に違反した業務を行い、若しくは故意又は過失によって、甲又は第三者に損害を及ぼしたときは、乙においてその損害を賠償し甲に負担させない。
- 3 乙が第1項の業務の過程において、乙又は第三者に損害が発生した場合に、乙に過失がない場合は甲において賠償し、乙に負担させない。

第6条（再委託の禁止）

乙は、甲から委託された産業廃棄物の処分を他人に委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得て法令の定める再委託の基準にしたがう場合は、この限りではない。

第7条（義務の譲渡等）

乙は、本契約上の義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合にはこの限りではない。

第8条（委託業務の内容の変更）

甲は、この契約締結後の事情により、委託業務の内容の全部若しくは一部を変更し、又は業務を一時停止させることができる。この場合において、第2条及び第3条の項目において変更する必要があるときは、甲乙協議して、書面によりこれを定めるものとする。第4条第2項の場合も同様とする。ただし、第3条第2項においては種類、予定数量及び処分の単価の増加を伴う場合とする。

第9条（委託業務完了報告及び検査）

乙は甲から委託された産業廃棄物の業務が完了した後、直ちに業務完了報告書を作成し甲に提出しなければならない。ただし、業務完了報告書は、中間処理を経由する場合はマニフェストD票で代えることができる。

- 2 甲は、前項の業務完了報告書を受理したときは、その日から 10 日以内又は平成 29 年 3 月 31 日のいずれか早い日に業務の完了の確認のため検査を行わなければならない。
- 3 乙は、前項の検査の結果不合格となり、補正を命じられたときは、遅滞なく当該補正を行い、再検査を受けなければならない。
- 4 第 1 項及び第 2 項の規定は、前項の補正の完了及び再検査の場合に準用する。

第 10 条（委託料の支払）

甲の委託する産業廃棄物の処分業務に関する委託料は、第 3 条第 2 項にて定める単価に基づき算出し、1 円未満の端数は切り捨てるものとする。

- 2 乙は、前条の検査に合格したときは、甲に対して書面をもって委託料の支払を請求するものとする。
- 3 甲は、前項の請求書を受理した日から 30 日（以下「約定期間」という。）以内に委託料を支払わなければならない。
- 4 甲は、前項の期間内に委託料を支払わない場合は、期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未払金額に対し年 2.8 パーセントを乗じて計算した遅延利息を乙に支払わなければならない。ただし、約定期間内に支払をしないことが天災地変等やむを得ない事由によるときは、当該事由の継続する期間は、約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。
- 5 前項の規定により計算した遅延利息の額については、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）の規定による端数処理の計算方法の適用後の額とする。

第 11 条（検査の遅延）

甲が第 9 条第 2 項の検査期間内に検査を行わないときは、その期間を経過した日から検査を行った日までの期間の日数は、約定期間の日数から差し引くものとし、また当該遅延期間が約定期間の日数を超える場合には、約定期間は満了したものとし、甲は、その超える日数に応じ前条第 4 項及び第 5 項の例により計算した金額を乙に支払うものとする。

第 12 条（履行遅滞）

乙は、その責めに帰すべき理由により第 2 条の期間内に業務を完了できないときは、その期間を経過した日の翌日から業務を完了する日までの日数に応じ、委託料に対し年 2.8 パーセントを乗じて計算した遅延賠償金を甲に支払わなければならない。この場合において、端数処理の計算方法については、第 10 条第 5 項の規定を準用する。ただし、同項中「政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）」とあるのは、「京都府延滞金等の徴収に関する条例（平成 23 年京都府条例第 29 号）」と読み替える。

- 2 前項の日数には、検査に要した日数は、これを算入しない。

第 13 条（機密保持）

甲及び乙は、この契約に関連して、業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏らしてはならない。当該機密を公表する必要がある場合には、相手方の文書による許諾を得なければならない。

第 14 条（個人情報の保護）

乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

第15条（契約の解除）

甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

- （1）乙の責めに帰すべき事由により、この契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
- （2）乙が正当な理由なくして通常考えられる契約履行のための着手時期を過ぎても業務に着手しないとき。
- （3）乙が正当な理由なくしてこの契約の各条項に違反したとき。
- （4）乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは委託契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

2 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

- （1）第8条の規定による委託業務の内容の全部又は一部の変更のため、委託料が3分の2以上減少したとき。
- （2）甲が正当な理由なくしてこの契約の各条項に違反したとき。

3 甲又は乙から契約を解除した場合に、この契約に基づいて甲から引き渡しを受けた産業廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、乙又は甲は、次の措置を講じなければならない。

（1）乙の義務違反により甲が解除した場合

ア 乙は、解除された後も、その産業廃棄物に対する本契約に基づく乙の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている産業廃棄物についての処分の業

務を自ら実行するか、若しくは甲の承諾を得た上、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。

イ 乙が他の業者に委託する場合に、その業者に対する委託料を支払う資金がないときは、乙はその旨を甲に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。

ウ 上記イの場合、甲は、当該業者に対し、差し当たり、甲の費用負担をもって、乙のもとにある未処理の産業廃棄物の処分を行わしめるものとし、その負担した費用を、乙に対して償還を請求することができる。

(2) 甲の義務違反により乙が解除した場合

乙は甲に対し、甲の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、乙のもとにある未処理の産業廃棄物を、甲の費用をもって当該産業廃棄物を引き取することを要求し、若しくは乙の費用負担をもって甲方に運搬した上、甲に対し当該運搬の費用を請求することができる。

第15条の2 (談合等による解除)

甲は、乙がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 乙に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条の規定による排除措置命令、第62条第1項の規定による納付命令又は第64条第1項の規定による競争回復措置命令がなされ、これらの命令の取消しの訴えが提起されなかったとき。

(2) 乙が、前号の取消しの訴えを提起した場合において、当該訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。

(3) 前2号のほか、独占禁止法その他の法律に基づき、乙が談合等の不公正な行為を行った旨の事実を認定する処分その他の措置がなされ、かつ、その効力が確定したとき。

(4) 乙(乙が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人)が、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

第15条の3 (特定調達契約に係る契約の解除等)

甲は、業務が満了するまでの間は、第15条第1項及び前条の規定によるほか、必要があるときは、契約の履行を停止し、又は契約を解除することができる。

2 甲は、前項の規定により契約を解除したことにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

第16条 (違約金)

乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、予定数量から既に委託業務がなされた数量を減じた数量に契約単価を乗じて計算した額の10分の1を違約金として甲の指定する期日までに甲に支払うものとする。ただし、第2号に該当した場合であつて、この業務を完了させたときは、この限りでない。

(1) 第15条第1項の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 次のいずれかに該当するとき。

ア 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算開始の申立てがあったとき。

イ アの他、乙が債務整理に関して裁判所の関与する手続きを申し立てたとき若しくは弁護士等へ債務整理を委任したとき、手形交換所の取引停止処分を受けたとき又は自ら営業の廃止を表明したときその他の業務の続行が困難と認められる事実が発

生したとき。

ウ 甲の乙に対する債務について仮差押、保全差押若しくは差押の命令又は通知が発せられたとき。

- 2 甲は、第15条第2項の規定により、契約を解除されたときは、予定数量から既に委託業務がなされた数量を減じた数量に契約単価を乗じて計算した額の10分の1を違約金として乙の指定する期日までに乙に支払うものとする。

第17条（損害賠償の予定）

乙は、第15条の2各号のいずれかに該当するときは、委託業務の完了の前後を問わず、又は甲が契約を解除するか否かを問わず、損害賠償金として、委託料の10分の2に相当する金額を甲に支払わなければならない。ただし、同条第1号から第3号までのうち処分その他の措置の対象となる行為が独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売の場合その他甲が特に認める場合は、この限りでない。

- 2 前項の規定による損害賠償金は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超える場合は、その超える額につきなお請求をすることを妨げるものではない。同項の規定により乙が損害賠償金を支払った後に、実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超えることが明らかとなった場合においても、同様とする。

第17条の2（期限の利益の喪失）

第16条第1項各号のいずれかに該当するときは、乙の甲に対する一切の債務は当然に期限の利益を失い、乙は甲に対し、直ちにその債務を弁済するものとする。ただし、第16条第1項第2号に該当する場合であって、この業務を完了させたときは、この限りではない。

第17条の3（相殺予約）

この契約に基づき甲が乙に対し債務を負担する場合、甲は、乙に対する一切の債権の弁済期が到来すると否とを問わずこれをもって当該債務と対当額において相殺することができる。

第18条（関係法令の遵守）

甲及び乙は、この契約を履行するに当たり、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、労働契約法（平成19年法律第128号）その他関係法令の適用基準を遵守しなければならない。

第19条（協議）

この契約に定めのない事項又はこの契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令にしたがい、その都度甲乙が誠意をもって協議しこれを取り決めるものとする。

この契約の成立を証するために本書2通を作成し、甲乙は各々記名押印の上、各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 京都府流域下水道事務所

所 長



乙 住 所

氏 名

